

やまなし美食ツーリズム事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和5年9月

山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興課

1 目的

本事業は、ガストロノミーツーリズムの視点による本県の観光資源の調査、今後のガストロノミーツーリズムの戦略立案及び「やまなしの美酒・美食」を体験できるやまなし美食ツーリズムのモデルツアーを実施し、本県への誘客促進と観光産業の高付加価値化を図ることを目的とする。

については、次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施する。

この実施要領は、公募型プロポーザルを公正かつ公平に実施するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務委託の名称

やまなし美食ツーリズム事業

(2) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和6年3月31日（日）を終期とする。

(3) 業務内容

別紙やまなし美食ツーリズム事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）に定めるとおりとする。

(4) 予算上限額

金 8,591,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書類の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

- (5) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (6) 山梨県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (7) 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- (8) 本件業務の実施が可能な体制が整えられていること。
- (9) 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合には、応募を認めないことがある。

4 プロポーザル実施日程

実施項目	日程
企画提案募集開始	令和5年9月14日（木）
参加申込書提出期限	令和5年9月29日（金）
質問受付期限	令和5年9月29日（金）
質問回答期限	令和5年10月6日（金）
参加資格確認通知	令和5年10月6日（金）
企画提案書提出期限	令和5年10月13日（金）午後5時
書類審査	令和5年10月16日（月）～10月17日（火）
書類審査結果通知	令和5年10月17日（火）
プレゼンテーション審査	令和5年10月19日（木）
採択通知・契約締結	令和5年10月23日（月）以降

5 参加申込書の提出と参加資格審査等

(1) 参加申込書類

本件企画提案に応募する方（以下「企画提案応募者」という。）は、参加資格を審査するため、次の書類を提出すること。

提出書類	部数
① 参加申込書【様式1】	1部
② 誓約書【様式2-1】	1部

提出書類	部数
③ 役員名簿【様式2-2】	1部
④ 国税納税証明書(税務署で交付される様式)	1部
⑤ 都道府県税納税証明書(県税等に未納がない旨の証明書) (都道府県で交付される様式)	1部
⑥ 直近の会社の経営状況が把握できる資料 (損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等)	1部
⑦ 会社概要が把握できる資料(会社パンフレットなど)	6部

※物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書(写)を添付すること。この場合、上記②、③の提出は不要とする。

(2) 参加申込書類の提出方法・提出期限

提出方法 電子メール・郵送・持参

※持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時とする。

提出期限 令和5年9月29日(金)消印有効

提出先 山梨県観光文化・スポーツ部

観光振興課 ワイン県・美食担当 藤原・島田

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館2階

電子メールアドレス fujihara-dkxp@pref.yamanashi.lg.jp (藤原)

shimada-yfx@pref.yamanashi.lg.jp (島田)

※電子メールは必ず上記2名に送付すること。

(3) 参加資格通知

参加申込書類により確認を行い、資格有無について企画提案応募者に通知する。

6 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書【様式3】により受け付ける。

(1) 受付期限 令和5年9月29日(金)午後5時必着

(2) 質問方法 電子メール

(3) 提出先 参加申込書類提出先と同じ

(4) 回答方法 回答は、原則として、参加資格審査により企画提案応募者として選定された全事業者に対して電子メールにより送付する。

- (5) 回答期限 回答は令和5年10月6日(金)までに行う。
- (6) その他 本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないこともある。

7 企画提案について

(1) 企画提案書類審査

① 企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

項目	内容	部数
企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4版(縦横印刷いずれも可)、横書き、左綴じ、A3版折込可、ページ数制限なし ・ 日本語表記で12ポイント以上 ・ 仕様書の内容を踏まえ作成すること ・ 仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること ・ 事業全体の企画概要をA4版1枚に示すこと(事業者名を記載すること) ・ 事業全体の年間作業スケジュールをA4版1枚に示すこと(事業者名を記載すること) ・ 関連会社等へ再委託する場合はその内容等 	10
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務遂行のための実施体制が把握できる資料(業務実施責任者、プロジェクトチームの構造、人員数、経験年数、実績、グループ会社や協力会社のネットワーク等) 	10
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似実績が把握できる資料(過去5年以内に実施したもの) 	10
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。 ・ 見積額は予算上限額の範囲内とすること。 	10

② 提出日時

令和5年10月13日(金)午後5時までに郵送又は持参にて提出すること

③ 提出先

山梨県観光文化・スポーツ部 観光振興課 ワイン県・美食担当 藤原・島田 宛
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館2階

④ 審査結果の通知

令和5年10月17日（火）に連絡担当者あてメールにて通知する。

（2）プレゼンテーション審査

書類審査通過者を対象に企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

① 実施日時・場所

令和5年10月19日（木）※時間と場所は別途通知する

② プレゼンテーションの時間

1社35分程度

（提案書説明20分、質疑応答10分、準備・入退室5分を予定）

③ その他

- ・ 原則的に、書類審査の際に提出を受けた企画提案書類をもとにプレゼンテーション審査を行う。
- ・ 提案説明者は、実施体制表に記載した者のうち主担当になる者が行うこと。
- ・ プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前のプロジェクターの持込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ・ プレゼンテーションに参加しない場合は、選考から除外する。

④ 審査結果の通知・公表

- ・ 審査結果は、令和5年10月23日（月）以降、メール及び文書にて通知する。
- ・ 選定結果等については、山梨県のホームページで公表する。
- ・ ホームページでの公表の内容は、各企画提案応募者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とする。ただし、契約者以外の企画提案応募者の名称は公表しないものとする。

8 審査について

（1）選考方法

- ① 書類審査及びプレゼンテーション審査ともに、（別紙）審査基準に基づき、総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。
- ② 第1位の委託候補者と契約を締結しないときは、次点の者を委託候補者とする。
- ③ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（2）企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ① 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

- ② 参加資格を満たしていないことが判明した場合、提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

9 契約に関する事項

- (1) 審査の結果、最終的に1社を選定し、委託契約を締結する。
- (2) 契約期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。
- (3) 企画提案の内容をもとに、県と協議の上、委託契約を締結する。
- (4) 著作権人格権による損害賠償の請求等については、本件契約社においてこれを処理する。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 選考経過についての問い合わせは受け付けない。
- (3) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案応募者が負う。
 - ② 提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案応募に関する費用負担
 - ① 企画提案応募者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて企画提案応募者自身の負担とする。
 - ② 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

11 本件に関する問い合わせ先

山梨県観光文化・スポーツ部 観光振興課 ワイン県・美食担当 藤原・島田
電話：055-223-8876（直通）